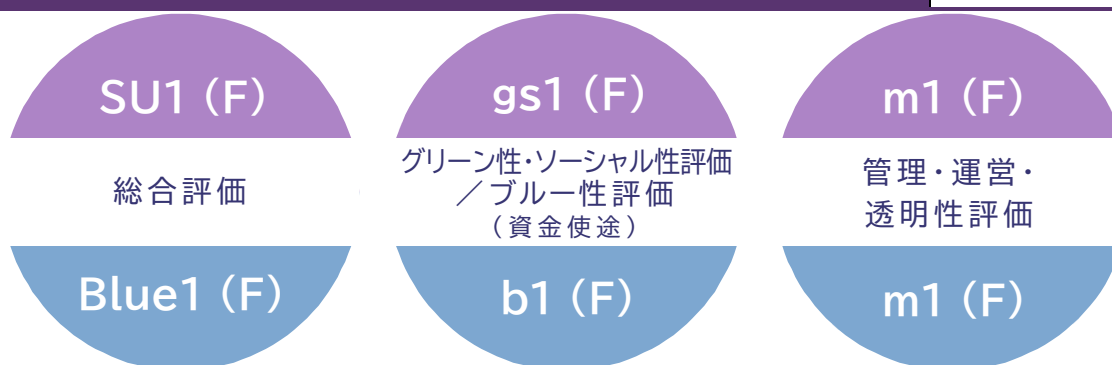


株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

株式会社商工組合中央金庫

グリーン/ブルー/ソーシャル/サステナビリティボンド・
フレームワーク

据置



発行体	株式会社商工組合中央金庫
評価対象	株式会社商工組合中央金庫 グリーン/ブルー/ソーシャル/サステナビリティボンド・ フレームワーク

評価の概要

▶▶▶ 1. 株式会社商工組合中央金庫の概要

株式会社商工組合中央金庫（商工中金）は、1936 年、同業者組合を通じた各企業への資金供給を行う金融機関として、政府と組合の共同出資によって設立された。2008 年 10 月には現在の株式会社に組織転換している。中小企業団体とその構成員である中小企業を主な顧客とし、融資、預金、債券、証券、為替など多様な業務を取り扱っている。収益の柱は、債券・預金で調達した資金を融資で運用する預貸業務である。貸出のほとんどは中小企業の組合及び中小企業向けで、住宅ローンなど消費者向けは取り扱っていない。旧商工中金時代から国の制度融資への依存は少なく、融資の大部分は自らの商品と営業努力により獲得してきた。中立的な金融機関として資金を安定供給するという中小企業の期待に応えてきたことが顧客との関係を支えており、他の政策金融機関と異なり短期運転資金も取り扱うなかで、顧客とのリレーションシップを築き、独自に一定の事業基盤を確立している。

▶▶▶2. 商工中金の中期経営計画とサステナビリティに係る取り組み

商工中金では、いままでの金融を超えた顧客のパートナーとして、変化し続ける社会課題にチャレンジし、ともに持続的成長を可能とする経営の追求、また、その実現を支える人と組織が強みを発揮し、充実を感じられる社会・企業の姿を目指す、という考え方に基づき、パーパス「企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。」、ミッション「安心と豊かさを生み出すパートナーとして、ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。」を設定し、浸透を図っている。パーパスの実現に向けて定めた「サステナビリティ基本規程」では、全ての役職員は、環境方針及び人権方針に則り、持続可能な社会の実現を重要な経営課題の一つと認識し、その職務にあたらなければならないと定めている。そして、商工中金の組織・職員の取り組みの基本的な視点として、“SPEED”の視点（S=Sustainability、P=Productivity、E=Empathy、E=Ecology、D=Digital）を設定し、具体的な目的と行動を定めている。また、商工中金の業務の中核である貸出業務に関しては、基本的指針である「貸出規程」において、「環境および社会に配慮した資金供給と顧客支援を通じて、持続可能な社会の実現に貢献する」ことを、貸出業務における基本方針として定め、積極的な取り組みを行っている。

中期経営計画（2022～2024年度）では、2030年の環境変化を見据えた社会・中小企業の課題を意識しながら、顧客のライフステージごとの経営課題に着目し、以下の積極的に強化していく3つの分野（カテゴリーS・E・T）を「差別化分野」と位置付けている。

特にサステナブル経営支援においては、SPEEDの視点を生かした事業性評価を重視しながら、環境・社会に配慮した活動が企業価値に繋がるプロセスを正しく評価し、踏み込んだ伴走支援と信用リスクの適切なコントロールを図ることを目指している。

▶▶▶3. グリーン/ブルー/ソーシャル/サステナビリティボンド・フレームワークについて

JCRは2023年2月に商工中金のサステナビリティ・ファイナンス・フレームワークに対してSU1(F)を付与している。今般、商工中金はブループロジェクトに係るクライテリアの追加及び一部既存の適格クライテリアを変更することを目的として、本フレームワークを改定した。今般のレビューは、本フレームワークの改定を受けたものであり、改定に伴う変更点を中心に、本フレームワークがJCRサステナビリティボンド・フレームワーク評価手法に照らして適切か、また本フレームワークが「グリーンボンド原則¹」、「ソーシャルボンド原則²」、「サステナビリティボンド・ガイドライン³」、「グリーンボンドガイドライン⁴」及び「ソーシャルボンドガイドライン⁵」に適合しているか否かの評価を行う。加えて、本フレームワークのブループロジェクトについては、A Practitioner's Guide for Bonds to Finance the Sustainable Blue Economy（SBEガイド）⁶、IFCのブルーファイナンスガイドライン

¹ International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021"

<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>

² ICMA Social Bond Principles 2023

<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/social-bond-principles-sbp/>

³ ICMA Sustainability Bond Guidelines 2021

<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/sustainability-bond-guidelines-sbg/>

⁴ 環境省 グリーンボンドガイドライン 2024年版 <https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

⁵ 金融庁 ソーシャルボンドガイドライン 2021年 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>

⁶ ICMA/IFC/UNEP FI/UN Global Compact/ADB Bonds to Finance the Sustainable Blue Economy <https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/Bonds-to-Finance-the-Sustainable-Blue-Economy-a-Practitioners-Guide-September-2023.pdf>

⁷、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の持続可能なブルーエコノミーファイナンス原則⁸等を踏まえ JCR が作成した評価手法に則り、ブルーファイナンスとしての適格性評価を行う。

商工中金は、調達した資金について、あらかじめ本フレームワークで定められた適格クライテリアを満たすグリーンプロジェクト、ブループロジェクト及び/又はソーシャルプロジェクトに対するファイナンス又はリファイナンスに充当する予定である。また、適格プロジェクトの実施に際しては、環境や社会に対する負の影響を考慮し、適切な対応を行うことが定められている。以上より、JCR は本フレームワークにおける資金使途について、環境改善効果及び社会的便益が期待されると評価している。

プロジェクトの選定プロセス、資金管理体制及びレポーティングについては改定前のフレームワークから大きな変更はなく、引き続き適切に構築されていると評価している。

これらの結果、JCR は本フレームワークについて、JCR サステナビリティファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）」を“gs1（F）”、「管理・運営・透明性評価」を“m1（F）”とし、「JCR サステナビリティボンド・フレームワーク評価」を“SU 1（F）”とした。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンド・ガイドライン」、「グリーンボンドガイドライン」及び「ソーシャルボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる⁹。

⁷ IFC Guidelines for Blue Finance 2022

https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/industry_ext_content/ifc_external_corporate_site/financial+institutions/resources/guidelines-for-blue-finance

⁸ UNEP FI Sustainable Blue Economy Finance Principles

<https://www.unepfi.org/blue-finance/the-principles/>

⁹ これらは、ICMA、環境省および金融庁等がそれぞれ自主的に公表している原則・ガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力も持つものではない。しかし、現時点において国内外で広く参照されている基準であることから、当該原則・ガイドラインへの適合性を確認している。

目次

■評価フェーズ 1：グリーン性・ソーシャル性評価

I. 調達資金の使途

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. プロジェクトの環境改善効果について
 - (1) グリーンプロジェクトについて
 - (2) ブループロジェクトについて
2. プロジェクトの社会的便益について
3. 環境・社会に対する負の影響について
4. SDGs との整合性について

■評価フェーズ 2：管理・運営・透明性評価

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. 目標
2. 選定基準
3. プロセス

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

III. レポーティング

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

■評価フェーズ 3：評価結果（結論）

評価フェーズ 1: グリーン性・ソーシャル性評価

gs1(F)/b1(F)

I. 調達資金の使途

【評価の視点】

本項では最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすプロジェクト、もしくは社会的便益をもたらすプロジェクトに充当されていることを確認する。次に、資金使途において環境・社会への負の影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られていることについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

商工中金が本フレームワークで資金使途とした全13項目の資金使途は、いずれも環境改善効果、又は社会的便益が期待される。

資金使途にかかる本フレームワーク（一部抜粋）

商工中金は、本フレームワークにおいて資金使途を以下の通り定めている。調達した資金は、下記の適格クライテリアを満たす新規および既存の顧客向け投融資または商工中金の設備投資等の新規支出に充当する。

既存の投融資に充当する場合は、債券の発行日から遡って 3 年以内に実行された投融資および設備投資等を対象とする。

【適格グリーンプロジェクト】

グリーンプロジェクト分類	適格プロジェクト
再生可能エネルギー	以下の再生可能エネルギーの発電、送電、蓄電施設の開発・建設・運営、および機器の製造事業 ・太陽光、風力、中小水力（30MW 未満）、大規模水力（維持更新費用に限る）、バイオマス（食糧と競合しないことおよび LCA 実施によって環境改善効果を確認していることを条件とする）、地熱（発電・熱利用）、太陽熱
省エネルギー	・ZEB（ネットゼロエネルギービル）、ZEH（ネットゼロエネルギーハウス）等、省エネ性能が一定程度高い建築物の新築、省エネ性能を一定程度向上させる改装 ・事務所および工場への省エネ性能が一定程度高い機器・設備の導入・改修 ・スマートグリッドに関する装置の開発・導入
汚染の防止と管理	・サーキュラーエコノミーの実現に資する事業（省資源・長寿命化に資する投資、廃プラスチック再資源化、バイオマス資源利活用、その他廃棄物リサイクルに資する事業等） ・高度な廃棄物回収・処理（リサイクル・リユース推進、発電・熱供給等エネルギー回収型廃棄物処理施設等）

クリーン輸送	・電気自動車等の開発、製造、利用（トラック・建機等含む） ・これらを利用するためのインフラ整備（充電施設・水素ステーション等） ・物流拠点の整備、輸送網の集約、モーダルシフト、輸配送の共同化等を通じて物流システムを効率化する事業（倉庫・物流ターミナル拠点の集約化等）
グリーンビルディング	下記の第三者認証機関の認証を取得済（もしくは今後取得予定）の不動産の建設・取得（融資期間中認証が維持されることが前提） (1) DBJ Green Building 認証（3～5つ星） (2)-1 BELS 評価（平成 28 年度基準）における 5 つ星～3 つ星 ※物流施設において BEI=0.75 超を除く (2)-2 BELS 評価（令和 6 年度基準）における以下のレベル(非住宅：レベル 4 以上/住宅：レベル 3 以上) (3)-1 CASBEE 建築・CASBEE 不動産における B+以上 (3)-2 自治体版 CASBEE における B+以上（ただし、工事完了日から 3 年以内のものに限る） (4) LEED 認証における Silver ランク以上（LEED BD+C の場合は v4 以降） (5) BREEAM 認証：Very good 以上（v6 以降）
その他	その他、明確な環境改善効果のあるプロジェクトであって、個別に外部機関の意見書取得または確認を行ったもの 例）自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業、生物多様性保全に関する事業、持続可能な水資源管理に関する事業、気候変動に対する適用に関する事業、環境配慮製品・環境に配慮した製造技術・プロセスに関する事業 等

【適格グリーン／ブループロジェクト】

ブループロジェクト分類	適格プロジェクト
持続可能な海洋バリューチェーン	海洋バリューチェーンの環境持続可能性を改善するプロジェクト a. 持続可能な水産養殖事業（藻類、二枚貝、魚、海藻）
海洋再生可能エネルギー	総発電量に占める海洋再生可能エネルギーの割合を高めるプロジェクト、および海洋環境を保護しつつ他の SBE セクターをサポートする再生可能エネルギープロジェクト
海洋汚染	廃棄物の沿岸および海洋環境への排出を防止、制御、および削減するプロジェクト a. 廃水管理 b. 資源循環と循環経済（廃棄物の防止と削減） [廃水管理プロジェクトは、沿岸部から 100km 以内のものに限定]
水供給（効率的で清潔な水供給施設、調査研究、設計）	節水型の設備導入や水回収・リサイクルシステム構築
その他	その他、明確な環境改善効果のあるプロジェクトであって、個別に外部機関へ確認を行ったもの。 例）海洋気候変動へのレジリエンス、海洋生態系の管理・保全・回復、持続可能な沿岸および海洋観光、持続可能な港、持続可能な海洋輸送等

【適格ソーシャルプロジェクト】

ソーシャル プロジェクト分類	適格プロジェクト
医療	【SBP 事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス】 【対象とする人々：医療サービスを必要とする人々】 ・病院、診療所の設備投資 ・医療技術、医薬品開発事業にかかる投融資
子ども	【SBP 事業区分：社会経済的向上とエンパワーメント】 【対象とする人々：子育て世代】 ・保育所の設備投資 ・学童施設の設備投資
高齢者	【事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス】 【対象とする人々：高齢者】 ・介護関連施設（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、介護老人保健施設、デイサービス施設等）の設備投資
障がい者	【事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス】 【対象とする人々：障がい者】 ・障がい者向けグループホーム等の設備投資
災害対応	【事業区分：中小企業向け資金供給を通じた雇用創出及び雇用維持】 【対象とする人々：自然災害の罹災者】 ・災害復興関連資金
その他	その他、明確な社会課題解決効果のあるプロジェクトであって、個別に外部機関の意見書取得または確認を行ったもの。 例）基本的インフラの整備、防災・減災対策、感染症対策（症状緩和・拡大防止等に寄与する医療施設、医療関連機器製造等）、新たな雇用創出/地方創生・地域活性化に資する事業、食料の安全保障・持続可能な食糧システム等

【本フレームワークに対する JCR の評価】

1. プロジェクトの環境改善効果について

(1) グリーンプロジェクトについて

① 資金使途 1：再生可能エネルギー

資金使途 1 は、本フレームワークに定めた再生可能エネルギーに係る設備投資（土地の賃貸・購入、施設建設、設備の購入・設置、運営、保守・管理、施設拡張を含む）のために商工中金が実行する投融资である。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

太陽光や風力、地熱、水力、バイオマスといった再生可能エネルギーは自然資源をエネルギー源とし、直接 GHG を排出しないクリーンなエネルギーであり、火力発電等で使用される化石燃料を代替することができる。短期的な GHG 削減目標の達成においては、現時点で利用可能かつコスト効率が低い技術を早期に導入していく必要があり、第一には太陽光発電と風力発電が該当する。IEA の NEZ シナリオにおいても 2030 年に向けて太陽光発電と風力発電を急速に導入し、2030 年までに 4Gt-CO₂ を太陽光及び風力発電によって削減することを想定している。また、同シナリオにおいて、2030 年～2050 年の GHG 削減量のうち約 1/4 を電化による削減が占める。通常、電化した設備は電力系統から受電した電力で動作させるため、電源構成において太陽光や風力を中心とした再生可能エネルギーの比率を高めることが重要になる。以上の通り、太陽光や風力を中心とした再生可能エネルギーの導入は、世界のカーボンニュートラル達成のために最優先で取り組む必要がある課題であると言える。

2025 年 2 月に閣議決定した「第 7 次エネルギー基本計画」においては、日本において従来から目標となっている 2050 年カーボンニュートラル（2020 年 10 月表明）の実現に向けた野心的な目標として、2035 年度、2040 年度に 60%、73%削減（いずれも 2013 年度比）することを目指すこととしている。再生可能エネルギーについては、2023 年度における電源構成比で約 23%まで拡大しているが、今後も S+3E（安全、安定供給、経済効率性、環境適合）を大前提としつつ、再生可能エネルギーの主力電源化に徹底し、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すとしている。

上述の目標達成に向けて、2040 年度における再生可能エネルギーの電源構成比率につき 4 割～5 割まで引き上げる必要があり、再生可能エネルギーの更なる導入拡大が求められる状況にある¹⁰。

¹⁰ 資源エネルギー庁「エネルギー基本計画の概要」
<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218001/20250218001-2.pdf>

		2023年度 (速報値)	2040年度 (見通し)
エネルギー自給率		15.2%	3～4割程度
発電電力量		9854億kWh	1.1～1.2兆kWh程度
電源構成	再エネ	22.9%	4～5割程度
	太陽光	9.8%	23～29%程度
	風力	1.1%	4～8%程度
	水力	7.6%	8～10%程度
	地熱	0.3%	1～2%程度
	バイオマス	4.1%	5～6%程度
	原子力	8.5%	2割程度
火力		68.6%	3～4割程度
最終エネルギー消費量		3.0億kL	2.6～2.7億kL程度
温室効果ガス削減割合 (2013年度比)		22.9% ※2022年度実績	73%

図表 1：第 7 次エネルギー基本計画における 2040 年度の電源構成の見通し¹¹

②資金使途 2：省エネルギー

資金使途 2 は、ZEB(ネットゼロエネルギービル)、ZEH(ネットゼロエネルギーハウス)等、省エネ性能が一定程度高い建築物の新築、省エネ性能を一定程度向上させる改装、事務所及び工場への省エネ性能が一定程度高い機器・設備の導入・改修、スマートグリッドに関する装置の開発・導入に対する投融資を対象としており、高い環境改善効果が期待される。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「エネルギー効率」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち「省エネルギーに関する事業」に該当する。

商工中金は、TCFD に基づく低炭素社会へ移行していく過程で生じるリスクの一つに、CO₂ 排出に対する政策・規制強化（炭素税・目標設定に係る規制等）を挙げており、これらが顕在化すると、融資先の中小企業のビジネスモデルや企業業績に影響が及び、ひいては商工中金の与信コストの増加につながりうるリスクとして特定している。このようなリスクを回避するためには、融資先企業が脱炭素化を目指すための取り組みを積極的に支援することが有用であるとの考えから、ゼロエネルギービル、事務所・工場の省エネルギーのための設備更新需要、スマートグリッド等のエネルギー効率向上のための投資等に対する投融資を行うことを企図している。本資金使途における省エネ性能については、30%程度のエネルギー効率の削減を目途として融資判断を行うこととしており、環境改善効果の高い適格基準を設定していると JCR は評価している。

エネルギー効率を高める取り組みの一つとして商工中金が挙げている ZEB・ZEH に関しては以下の通りである。

ZEB・ZEH

ZEB (Net Zero Energy Building) は、建築物における一次エネルギー消費量を、建築物・設備の省エネ性能の向上、エネルギーの面的利用、オンサイトでの再生可能エネルギーの活用等により削減し、正味（ネット）でゼロにすることを目指した建築物である。ZEB には、①ZEB（省エネ（50%以上）

¹¹ 資源エネルギー庁「第 6 次エネルギー基本計画」（2021 年 10 月）

+創エネで 100%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物)、②Nearly ZEB(省エネ(50%以上) +創エネで 75%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物)、③ZEB Ready (50%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物)、④ZEB Oriented(延べ面積 10,000 m²以上で、事務所・学校・工場等の場合は 40%以上、ホテル・病院・百貨店・飲食店・集会所等の場合は 30%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物) の 4 段階があり、いずれの省エネ性能も後述する BELS の 5 つ星 (令和 6 年度基準) に相当する。

ZEH は、Net Zero Energy House の略であり、広義では「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入などにより、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなることを目指した集合住宅」を指している。

ZEH には、(1)『ZEH』(再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上の一次エネルギー消費量削減)、(2)『Nearly ZEH』(再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 75%以上 100%未満の一次エネルギー消費量削減)、(3)『ZEH Ready』(再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 50%以上 75%未満の一次エネルギー消費量削減)、(4)『ZEH Oriented』(再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上の一次エネルギー消費量削減) の 4 段階がある。

商工中金が適格クライテリアとして定める ZEB または ZEH 水準の物件 (nearly、ready、oriented を含む) は、基準一次エネルギー消費量から 50%以上の削減の必要があるため、BELS における 5 つ星 (令和 6 年度基準) 相当水準以上の優れた BEI 値を有することとなり、資金使途として適切であると JCR は考えている。



図表 2：ZEB の定義¹²

また、省エネルギー推進に関連する取り組みとして、商工中金では 2022 年 1 月に、boost technologies 社と CO₂ 排出量可視化に関するビジネスマッチング業務委託契約を締結している。

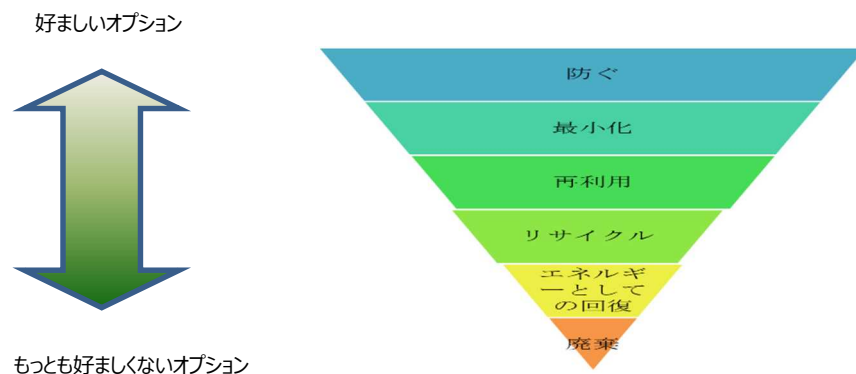
¹² 資源エネルギー庁「平成 30 年度 ZEB ロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」(2018 年 3 月)

boost technologies 社が提供する ENERGY×GREEN という脱炭素化クラウドを導入することで、企業は、CO₂ 排出量の自動算出、カーボンニュートラルの計画、管理、カーボンオフセット、RE100、SBTi、温対法等のレポート作成が可能となる。CO₂ 排出量の可視化は、企業が脱炭素化のために実施すべき省エネルギー対策等を検討する一助となる。これらを踏まえて検討する省エネルギーのための設備投資を本資金使途で定めた適格クライテリアを満たす投融資に結び付けていくことで、商工中金は投融資先の効率的で効果的な省エネの取り組みを実現することを目指している。

③資金使途 3：汚染の防止と管理

資金使途 3 は、サーキュラーエコノミーの実現に資する事業（省資源・長寿命化に資する投資、廃プラスチック再資源化、バイオマス資源利活用、その他廃棄物リサイクルに資する事業等）、高度な廃棄物回収・処理（リサイクル・リユース推進、発電・熱供給等エネルギー回収型廃棄物処理施設等）に対する投融資を対象としており、高い環境改善効果が期待される。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「汚染防止及び抑制」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち「汚染の防止と管理に関する事業」に該当する。

ICMA の Harmonized Framework for Impact Reporting によれば、廃棄物の適切な管理方法は以下の序列に沿った有効利用が望ましいとされている。今般対象となる事業は、最小化（省資源・長寿命）、再利用、リサイクル、エネルギーとしての回復（廃棄物発電）の 4 段階を対象とする取り組みであり、資源循環社会の構築に資する取り組みであると JCR では評価している。



図表 3：資源循環のフロー¹³

商工中金の既往投融資事例としては、これまで廃棄対象であったガラスや廃棄木材などの素材のリサイクル設備を対象とした投融資を実行している。

④資金使途 4：クリーンな輸送

資金使途 4 は、電気自動車等の開発、製造、利用（トラック・建機等含む）、これらを利用するためのインフラ整備（充電施設・水素ステーション等）、物流拠点の整備、輸送網の集約、モーダルシフト、輸配送の共同化等を通じて物流システムを効率化する事業（倉庫・物流ターミナル拠点の集約化等）に対する投融資を対象としており、高い環境改善効果が期待される。本資金使途は、「グリー

¹³ ICMA, Harmonized Framework for Impact Reporting に基づき JCR 作成

ンボンド原則」における「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち「クリーンな運輸に関する事業」に該当する。

電気自動車（BEV）及び燃料電池自動車（FCV）に代表される電気自動車は、搭載されているバッテリー（蓄電池）からエネルギーを取り出しモーターを回転させて走行する方式の電気自動車である。FCV は、燃料電池と水素タンクを備えた自動車であり、走行時に空気を取り込み、水素と酸素を反応させ電気エネルギーと水を生み出し、そのエネルギーで走行する方式の電気自動車である。BEV、FCV ともに走行時に、内燃機関車を動かした際に発生する CO₂ 等の排気ガスを排出しない。

また、充電ステーション等電気自動車を利用するためのインフラは、電気自動車の普及のために重要であり、間接的にはあるが環境改善効果の発言に貢献すると考えられる。

商工中金では、電気自動車等の定義について、一般乗用車については BEV（電動自動車）、トラック・建機についてはハイブリッドをグリーン適格としている。JCR は、当該適格基準の設定について、トラック・建機についてははまだ BEV が限定的であることなどを勘案し、ハイブリッドであっても環境改善効果が高いと評価している。物流システムの効率化については、自動車等運輸手段そのものの脱炭素化を図ることと合わせ、運輸部門全体のエネルギー使用量削減に資する施策として重要であると考えられる。

⑤資金使途 5：グリーンビルディング

資金使途 5 は、高い第三者認証機関の認証を取得済（もしくは今後取得予定）の不動産の建設・取得（融資期間中認証が維持されることが前提）に対する投融資を対象としており、高い環境改善効果が期待される。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「地域、国または国際的に環境性能のために認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング¹⁴」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち「グリーンビルディングに関する事業」に該当する。

商工中金が資金使途とするグリーンビルディングの環境認証の種類は以下の通りである。

DBJ Green Building 認証

株式会社日本政策投資銀行（DBJ）が提供する、環境・社会への配慮がなされた不動産を評価する認証制度である。評価結果は星の数で表され、評価軸は「環境・社会への配慮がなされたビル」である。「Energy & Resources（建物の環境性能）」、「Amenity（テナント利用者の快適性）」、「Resilience（危機に対する対応力）」、「Community & Diversity（多様性・周辺環境への配慮）」、「Partnership（ステークホルダーとの連携）」の 5 つの大カテゴリーについて評価している。それぞれ 5 つ星（国内トップクラスの卓越した）、4 つ星（極めて優れた）、3 つ星（非常に優れた）、2 つ星（優れた）、1 つ星（十分な）で表される。環境性能に特化した評価ではないが、日本国内での認知度が高いこと、環境性能に関しても一定の評価項目を有していることから、JCR は本認証についても、「グリーンボンド原則」で定義されるグリーンプロジェクト分類における「地域、国又は国際的に認知された標準や認証」に相当すると考えている。ただし、環境性能に限った認証ではないため、個別に環境性能に対する評価を確認することが望ましいと考えている。

¹⁴ 日本証券業協会「グリーンボンド原則 2021 グリーンボンド発行に関する自主的ガイドライン 2021 年 6 月（2022 年 6 月付録 | 改訂）」
(https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/Translations/Japanese-GBP-2021_Appendix-1-2022-010822.pdf) を参照

DBJ Green Building 認証は、評価対象物件の環境性能のみならず、テナント利用者の快適性、防災・防犯等のリスクマネジメント、周辺環境・コミュニティへの配慮、ステークホルダーとの協業を含めた総合的な評価に基づく認証である。環境及び社会に対する具体的な「優れた取り組み」を集約しながらスコアリング設計しており、不動産市場には評価対象に届かない物件が多数存在する。高評価のためには、環境のみならず、建築物にかかわるすべてのステークホルダーにとって適切に配慮された建築物であることが求められる。

DBJ Green Building 認証の認証水準は、「環境・社会への配慮」において国内収益不動産全体の上位約 20%と想定されている。さらに、3 つ星までの各評価は、認証水準を超える物件のうち上位 10% (5 つ星)、上位 30% (4 つ星)、上位 60% (3 つ星) の集合体を対象としている。したがって、商工中金が適格性基準として定める 3 つ星以上の建物は、不動産市場の中でも環境性能の高い物件に絞られていると考えられ、環境改善効果を有し資金使途として適切であると JCR は考えている。

BELS (建築物省エネルギー性能表示制度)

BELS とは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称 (Building-Housing Energy-efficiency Labeling System) の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は BEI (Building Energy Index) によってレベル分けされる。BEI は、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。従来の基準 (平成 28 年度基準) では 1 つ星から 5 つ星の 5 段階で評価されており、2 つ星は省エネ基準を満たしている。

改正建築物省エネ法の 2024 年 4 月 1 日施行により、2,000m² 以上の非住宅大規模建築物を対象の省エネ基準が厳格化された。施行後の省エネ基準は建物用途によって異なり、物流施設を含む工場等では 25%以上削減、事務所・学校・ホテル・百貨店等では 20%以上となっている。同改正に基づき、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が 2024 年 4 月に強化され、BELS に新基準 (令和 6 年度基準) が導入された。新基準においては、再生可能エネルギー設備がある住宅及び非住宅に対しては、レベル 6 (消費エネルギー削減率が 50%以上) ~レベル 0 (消費エネルギー削減率が 0%未満) の 7 段階で評価され、再生可能エネルギー設備がない住宅に対しては、レベル 4 (消費エネルギー削減率が 30%以上) ~レベル 0 (消費エネルギー削減率が 0%未満) の 5 段階で評価される仕組みとなっている。新基準における BELS のレベル 4 (消費エネルギー削減率が 30%以上 40%未満) 以上は、全ての非住宅建築物の省エネ基準を満たす建築物を対象として付与されており、一部の用途については誘導基準になっている。住宅については従来の基準と変わらず、消費エネルギー削減率 0%以上が省エネ基準、20%以上が誘導基準となっている。

商工中金が適用した BELS におけるクライテリアは、省エネ性能を有することとなり、資金使途として適切であると JCR は考えている。

CASBEE (建築環境総合性能評価システム)

CASBEE とは、建築環境総合性能評価システムの英語名称 (Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency) の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001 年 4 月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツ-

ルには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産等がある。

CASBEE-建築（新築）の評価は、エネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の4分野における評価項目について、建築物の「環境品質」（Q=Quality）と建築物の「環境負荷」（L=Load）の観点から再構成のうえ、Lを分母、Qを分子とするBEE（建築物の環境効率）の値によって行われる。評価結果は、Sランク（素晴らしい）、Aランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B-ランク（やや劣る）、Cランク（劣る）、の5段階（CASBEE-不動産はSランク（素晴らしい）、Aランク（大変良い）、B+ランク（良い）、Bランク（必須項目を満足）の4段階）に分かれている。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

CASBEE-不動産は、CASBEEにおける建物の環境評価の結果が、不動産評価の際に活用されることを目的として開発されたものであり、不動産評価に関連が強い項目に絞って評価基準が策定されている。CASBEE-不動産の評価項目は、(1)エネルギー／温暖化ガス、(2)水、(3)資源利用／安全、(4)生物多様性／敷地、(5)屋内環境の5つである。評価手法は、①主要な世界の評価ツールの重み付けの整合性を取る、②加点方式とする、③必須項目5項目、加点項目16項目とし、満点時に100点とする、④必須項目を満たさなければ、評価の対象外とする等である。

以上を踏まえるに、商工中金が適格性基準として定めるCASBEE-建築（新築）又はCASBEE-不動産においてB+ランク以上の建物に関して、CASBEE-建築（新築）については、BEEが1.0以上であり、「環境負荷」に対して「環境品質」が明確に上回る物件である。また、CASBEE-不動産においても、環境改善効果に係る計測の基準はBEEではないものの、CASBEE-建築等におけるB+相当以上の性能を有する物件である。これらを踏まえるに、総じて十分な環境改善効果を有し資金使途として適切であるとJCRは考えている。

LEED（エネルギーと環境に配慮したデザインにおけるリーダーシップ）

LEEDとは、非営利団体である米国グリーンビルディング協会（USGBC）によって開発及び運用が行われている、建築と都市の環境についての環境性能評価システムである。LEEDは、Leadership in Energy and Environment Designの頭文字をとったものであり、1996年に草案が公表され、数年に1度アップデートが行われている。現在ではv4及びv4.1が運用されており、2025年にはv5が登場する予定になっている。

認証の種類には、BD+C（建築設計及び建設）、ID+C（インテリア設計及び建設）、O+M（既存ビルの運用とメンテナンス）、ND（近隣開発）、HOMES（ホーム）、CITIES（都市）の6種類がある。認証レベルは、各項目の取得ポイントの合計によって表され、上から、Platinum（80ポイント以上）、Gold（60～79ポイント）、Silver（50～59ポイント）、Certified（標準認証）（40～49ポイント）である。省エネルギーに関する項目は、配点が高いかもしくは達成していることが評価の前提条件になっていることが多く、エネルギー効率が高いことが、高い認証レベルを得るためには必要と考えられる。

以上を踏まえるに、商工中金が適格クライテリアとして定めるSilver以上の水準は、高いエネルギー効率を達成している建物が取得できる認証レベルであると考えられ、十分な環境改善効果を有し資金使途として適切であるとJCRは考えている。

BREEAM

BREEAM(Building Research Establishment Environmental Assessment Method) は英国建築研究所 BRE(Building Research Establishment)と、エネルギー・環境コンサルタントの ECD(Energy and Environment)によって 1990 年に開発された、世界で最初の環境価値評価指標認証である。

BREEAM は法律よりも厳しい基準を掲げることによって所有者、居住者、設計者、運営者の環境配慮の自覚を高め、最良の設計・運営・維持・管理を奨励するとともにそれらの建物を区別し認識させることを目的としており、管理、健康と快適、エネルギー、交通、水資源、材料、敷地利用、地域生態系、汚染、先進的技術の最大 10 分野で評価される。また、既存建築及び新築建築のいずれにも対応しており、既存住宅やオフィス、小売店舗といった対象種別毎の評価が行われる。

評価結果は、Outstanding (とても素晴らしい)、Excellent (素晴らしい)、Very Good (とても良い)、Good (良い)、Pass (合格) の 5 段階に分かれている。評価は各分野における素点に分野毎に設定された重み係数を掛け、それらを合計した点数によって行われる。重み係数はエネルギーに対して最も大きな係数が設定されているほか、対象種別によって多少の差異があるものの、材料や管理といった分野にも大きな係数が設定されている。また、省エネルギーの観点から、運用段階の CO₂ 排出量を直接評価しているほか、断熱性能や家電の省エネ性能等も評価に織り込まれている。

したがって、商工中金が適格クライテリアとして定めた Very Good 以上は、高い環境性能を有することを示す認証レベルであると考えられ、環境改善効果があると評価される。

⑥資金使途 6：その他

資金使途 6 は、資金使途 1-5 には含まれないものの、グリーンボンド原則及びグリーンボンドガイドラインに例示されているプロジェクト分類に該当するものを適格としている。具体的には以下のプロジェクト分類に該当するものであって、都度外部評価機関に確認し、グリーン適格性が認められたものについてグリーン適格プロジェクトとする。

- ・ 自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業
- ・ 生物多様性保全に関する事業
- ・ 持続可能な水資源管理に関する事業
- ・ 気候変動に対する適用に関する事業
- ・ 環境配慮製品・環境に配慮した製造技術・プロセスに関する事業

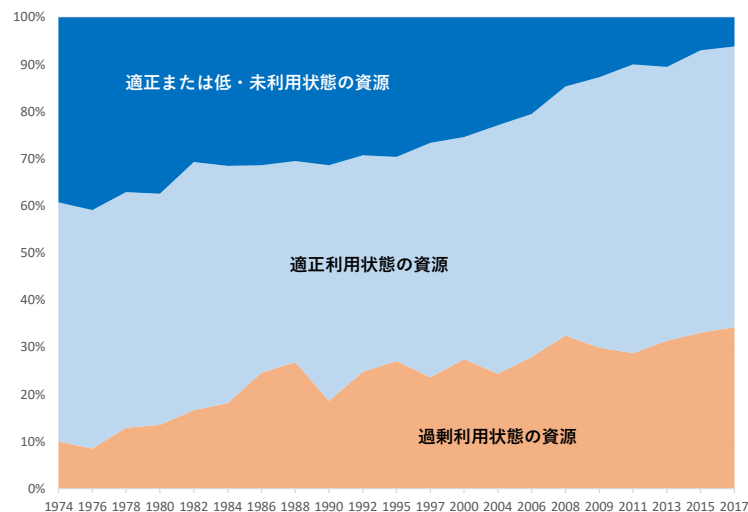
(2) ブループロジェクトについて

商工中金は、本フレームワークにおいて以下の 7 項目のブループロジェクト分類及び適格クライテリアを設けている。本フレームワークで想定している具体的なプロジェクトがないことより、今後商工中金は、本フレームワークを参照して発行する債券にブループロジェクトを含める場合には、事前に JCR から適格性において適切だと判断されたものを対象にすることを前提としている。

① 資金使途 7：持続可能な海洋バリューチェーン

資金使途 7 は、海洋バリューチェーンの環境持続可能性を改善するプロジェクトに係る支出を想定している。本資金使途は「グリーンボンド原則」における「生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理」、「グリーンボンドガイドライン」に例示される資金使途のうち「自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業」に該当する。

FAO（国連食料農業機関）の調査¹⁵によると、生物学的に持続可能なレベル内の漁業資源の割合は 2019 年に 64.6%に減少し、2017 年より 1.2%低下している。当該割合は 1974 年には 90%であったことより、漁業資源の大幅な低下トレンドがあることがわかる。一方で、生物学的に持続不可能なレベルで漁獲されている水産資源の割合は、1970 年代後半から増加しており、1974 年の 10%から 2019 年には 35.4%にまで増加している。これは世界規模での漁獲量の増加及び気候変動の影響によるものではないかと推測される。



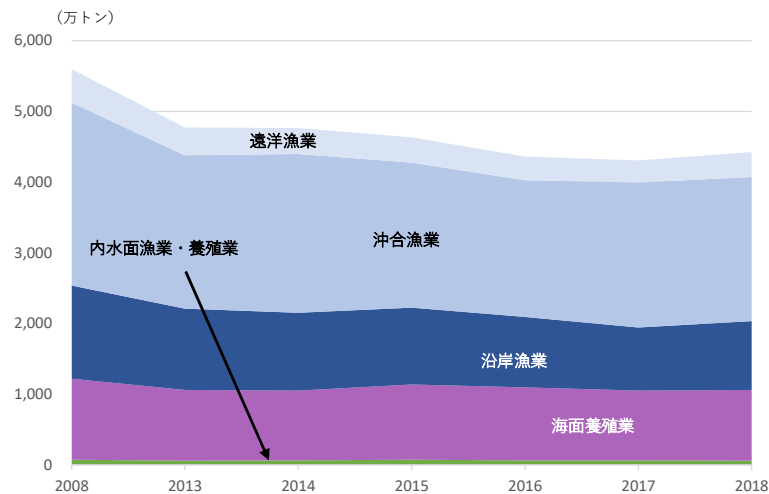
図表 4：資源循環のフロー¹⁶

日本は漁獲における約 23%が海面養殖によるものとなっており、養殖は水産資源供給のために必要不可欠となっている。養殖を持続可能な体制にすることも、漁業資源の維持向上の観点からは重要である。養殖を行うことで、海洋にいる魚介類を捕獲せず水産物を供給することができる利点がある一方、養殖場での餌などによる海洋汚染や周囲の生態系への脅威、飼育する魚介類の飼料生産のための生態系への影響等リスクとなりうる要素もあり、持続可能性を有するためには当該項目を含めた周辺環境へ与える要因を精査することが必要であると考えられる。

¹⁵ FAO THE STATE OF WORLD FISHERIES AND AQUACULTURE
<https://openknowledge.fao.org/server/api/core/bitstreams/a2090042-8cda-4f35-9881-16f6302ce757/content>

¹⁶ FAO・THE STATE OF WORLD FISHERIES AND AQUACULTURE に基づき JCR 作成

これより、持続可能な養殖のための施設、技術は、環境改善効果を有し、また日本の水産業において重要であると考えられることから環境改善効果を有すると JCR は評価している。



図表 5：漁業・養殖業部門別生産量の推移¹⁷

② 資金使途 8：海洋再生可能エネルギー

資金使途 8 は、総発電量に占める海洋再生可能エネルギーの割合を高めるプロジェクト等に係る支出を想定している。本資金使途は「グリーンボンド原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」に例示される資金使途のうち「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

再生可能エネルギーによる環境改善効果は既述の通りで、JCR では環境改善効果のあるプロジェクトであると評価している。海洋再生可能エネルギーの代表的なものとして挙げられる、洋上風力発電設備に関し、日本では、2020 年 12 月に洋上風力産業ビジョン（第一次）を公表している。当該文書の中で、洋上風力を①大量導入（欧州で導入が拡大し、アジアでも急成長が期待される）、②コスト低減（先行している欧州による落札額の低下、大型化によるコスト低減が進展）、③経済波及効果（洋上風力発電設備に関連する機器・部品の事業規模による経済効果）の観点、かつ四方を海に囲まれた日本の立地特性上、再生可能エネルギーの主力電源化として期待できるとしており、2030 年までに 1,000 万 kW、2040 年までに体式も含めて 3,000～4,000 万 kW の案件を形成することを企図している。

なお、JCR では海洋再生可能エネルギーのプロジェクトの適否に関し、当該設備周辺の生態系を含む環境への悪影響がないことを確認することが重要であると考えている。

以上より、本資金使途は海洋生態系へ配慮しながら、化石燃料を使用せず発電できることから環境改善効果を有すると JCR は評価している。

③ 資金使途 9：海洋汚染

資金使途 9 は、廃棄物の沿岸及び海洋環境への排出を防止、制御、及び削減するプロジェクトに係る支出を想定している。本資金使途は「グリーンボンド原則」における「汚染防止及び抑制」・「持続可能な水資源及び排水管理」・「環境適応製品、環境に配慮した生産技術及びプロセス」、「グリーン

¹⁷ 水産庁「2-1 漁業・養殖業部門別生産量・生産額の推移」に基づき JCR 作成

「グリーンボンドガイドライン」に例示される資金使途のうち「汚染の防止と管理に関する事業」・「持続可能な水資源管理に関する事業」・「循環経済に対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業」に該当する。

海洋汚染は海洋におけるエコシステムが直面している主要な課題の一つとなっている。汚染の原因として、固形廃棄物及び廃水の海洋への流出、非点源汚染に大別されると考えられる。

その原因の一つである廃水に関しては、流出源における対策を行うことが一義的に重要になると考えられる。下水処理場の建設や回収、工場等の廃水の環境負荷を削減するための設備等が適格プロジェクトになりうると考えられる。

また、本プロジェクトにおいては、海洋を航行する船が海洋汚染の原因を発生させないようにするための資金使途も適格プロジェクトになりうると JCR では考えている。

以上より、本資金使途は海洋の汚染の原因を減らすことにより、海洋汚染防止に貢献することから環境改善効果を有すると JCR は評価している。

④ 資金使途 10：水供給(効率的で清潔な水供給施設、調査研究、設計)

資金使途 10 は、上水道処理施設、地下水保全のための施設、節水型の設備導入等に係る支出を想定している。本資金使途は「グリーンボンド原則」における「持続可能な水資源及び排水管理」、「グリーンボンドガイドライン」に例示される資金使途のうち「持続可能な水資源管理に関する事業」に該当する。

本資金使途の対象となるプロジェクトとして、商工中金では節水・水リサイクル等効率的な水資源の利用に関するものを想定している。

日本における水の需要量は 2020 年は 797 億 m^3 /年であり、生活用水と工業用水からなる都市用水が約 265 億 m^3 /年、農業用水が約 532 億 m^3 /年となっている。一方で、日本の 1992 年から 2021 年までの 30 年間の平均水資源賦存量¹⁸は、約 4,300 億 m^3 /年で、一人あたりの水支援賦存量は 3.451 m^3 /年となっている。これは、需要量を大きく超える水準であり、また、水ストレスがある状態とされる年間一人あたり水資源賦存量である 1,700 m^3 を大きく超えている¹⁹。

このように日本は水資源には恵まれた状態にあるが、水資源に関する施設の老朽化、災害時の水供給能力の確保等、水資源に関して解決しないとならない課題はある。また、主要な河川流域による降水が平年を大きく下回る場合、取水制限が行われる。2023 年では、12 の水系において水道用水、工業用水及び農業用水の一部または全部において取水制限が発生している。

上記を踏まえると、水使用量の削減を実現する設備、または水のリサイクルに資する設備は水資源の効率利用に資すると考えられる。

以上より、本資金使途は環境改善効果を有すると JCR は評価している。

⑤ 資金使途 11：その他

資金使途 11 は、資金使途 7-11 には含まれないものの、「グリーンボンド原則」、「グリーンボンドガイドライン」、「ICMA」「IFC」に例示されているプロジェクト分類に該当するものを適格としてい

¹⁸ 水資源として、理論上人間が最大限利用可能な量であって、日本の場合は降水量から蒸発散量を引いたものに当該地域の面積を乗じて求めた値

¹⁹ 国土交通省「令和 6 年版日本の水資源の現況」より引用

る。具体的には以下のプロジェクト分類に該当するものであって、都度外部評価機関に確認し、ブルー適格性が認められたものについてブルー適格プロジェクトとする。

- ・ 海洋気候変動へのレジリエンス
- ・ 海洋生態系の管理・保全・回復
- ・ 持続可能な沿岸及び海洋観光に関する事業
- ・ 持続可能な港に関する事業
- ・ 持続可能な海洋輸送に関する事業

ブループロジェクト要件について

資金使途は、IFC ガイドラインを参照して策定した JCR グリーンファイナンス評価手法に定めるブルーファイナンスとしての要件をすべて満たしているか、以下の観点で確認する。

要件 1: 評価対象となる債券または借入金等により調達される資金が、海洋関連プロジェクトについては SBE ガイド、淡水関連プロジェクトについては IFC ガイドラインに記載されたブルーファイナンス領域に該当するか。

商工中金が本フレームワークで定めたプロジェクトは、IFC のブルーファイナンス領域のうち、以下の通り該当する。

プロジェクト	ブルーファイナンス領域	(参考) グリーンボンド原則
持続可能な海洋バリューチェーン	持続可能な海洋バリューチェーン	生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理
海洋再生可能エネルギー	海洋再生可能エネルギー	再生可能エネルギー
海洋汚染	海洋汚染	汚染防止及び抑制 持続可能な水資源及び排水管理 環境適応製品、環境に配慮した生産技術及びプロセス
水供給（効率的で清潔な水供給施設、調査研究、設計）	水供給	持続可能な水資源及び排水管理

図表 7：各プロジェクトのブルーファイナンス領域

要件 2：当該ブループロジェクトは、持続可能な海洋経済あるいは水インフラに関連した明確な環境改善効果がある。当該ブループロジェクトは、少なくとも SDGs 目標 6 又は 14 に関連したターゲットの達成に対する貢献度が明らかであるか。

商工中金が本フレームワークで定めたプロジェクトは、SDGs 目標 6 又は 14 に関連したターゲットのうち、以下の通り該当する。ターゲットの詳細は「4. SDGs との整合性について」で記載の通りである。

プロジェクト	SDGs 目標	ターゲット
持続可能な海洋バリューチェーン	目標 14：海の豊かさを守ろう	14.4
海洋再生可能エネルギー	目標 14：海の豊かさを守ろう	14.3
海洋汚染	目標 14：海の豊かさを守ろう	14.1
水供給（効率的で清潔な水供給施設、調査研究、設計）	目標 6：安全な水とトイレを世界中に 目標 14：海の豊かさを守ろう	6.3、6.4、14.1

図表 8：各プロジェクトの SDGs 目標

要件 3：グリーンボンド原則・グリーンローン原則で示されるプロジェクト分類のいずれかに該当するか。

商工中金が本フレームワークで定めたプロジェクトは、グリーンボンド原則で示されるプロジェクト分類に該当する。該当に関しては、要件 1 に記載の通り。

要件 4：本プロジェクトの実施が他の SDGs 目標（特に 2、7、12、13、15）の達成に対して深刻なリスクをもたらさないか。

本プロジェクトは、「3. 環境・社会に対する負の影響について」に記載の通り、環境への負の影響を適切に管理・緩和しているほか、上述の基準をすべて満たしている。

要件 5：環境改善効果が明らかにネガティブな影響を上回っているか（定量化され、比較可能であることが望ましい）。他のグリーン／ブループロジェクトの実施に著しい損害を及ぼさないことが確認されているか。対象事業は IFC Performance Standard や World Bank EHS Guidelines あるいはそれと同等の ESG 基準に準拠して運営が行われているか。

SBE ガイド及び UNEP FI SBEFI が定める対象除外事業（洋上石油・ガス採掘事業、深海採鉱事業及びその他の非持続可能な慣習が行われていると考えられるセクター）ではない（Minimum Safeguard）か。UNEP FI SBEFI に照らして、環境への負の影響が適切に管理・緩和されているか。

対象プロジェクトは、「3. 環境・社会に対する負の影響について」に記載の通り、環境への負の影響を適切に管理・緩和されていることが確認されたものを対象として資金使途の対象に含まれる予定となっている。

要件 6：ローンの場合、金融機関は UNEP FI の持続可能なブルーファイナンス原則（Sustainable Blue Finance Principles）を遵守しているか。

本フレームワークは、ポンドによる資金調達ではあるものの、商工中金は調達資金をもって貸付を行う。JCR は、商工中金が UNEP FI SBFP の趣旨に賛同して貸付を行うことを確認している。

以上より、資金使途 7 乃至 11 はブルー性を有していると JCR は評価している。

2. プロジェクトの社会的便益について

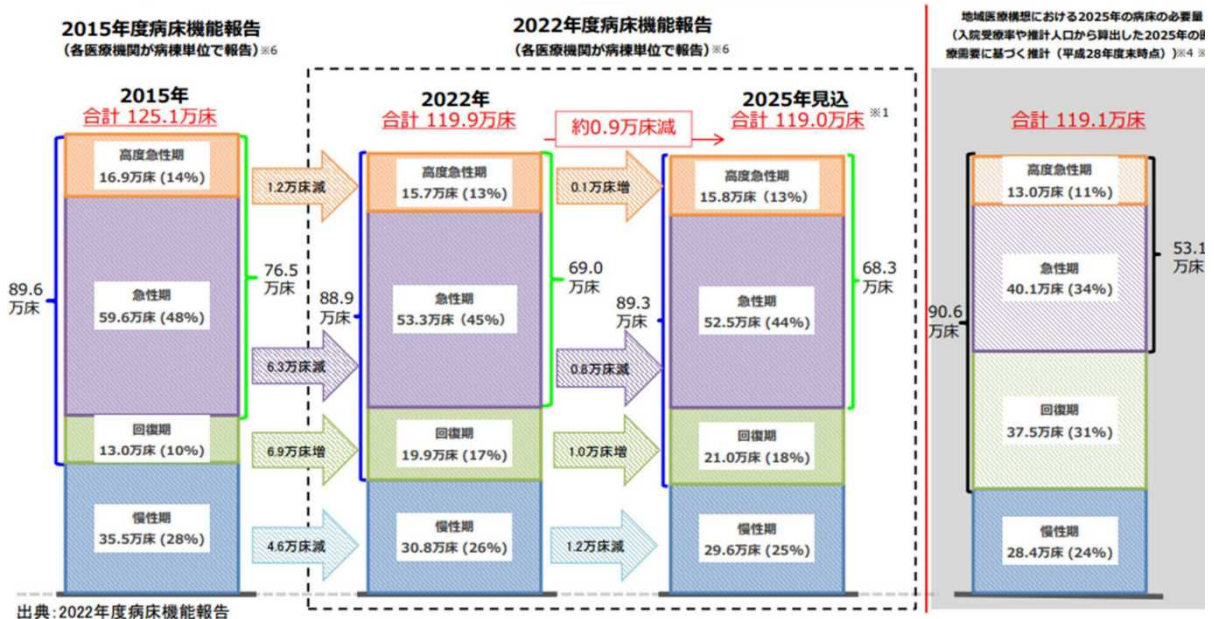
①資金使途 12：医療

資金使途 12 は、病院、診療所の設備投資及び医療技術、医薬品開発事業にかかる投融資である。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」、「ソーシャルボンドガイドライン」の適格ソーシャルプロジェクト区分のうち、「医療サービスを必要とする人々」を対象とする「必要不可欠なサービス（医療）」に該当する。

商工中金では、本資金使途の具体的なクライテリアとして、以下の施設を想定している。

- ・ 病院、診療所の設備投資
- ・ 医療技術、医薬品開発事業にかかる投融資

日本の高齢化率（65 歳以上人口の割合）は 2025 年に 29.6% となり、4 人に 1 人以上が高齢者という本格的な高齢社会を迎えている。少子高齢化の流れは今後も加速し、2040 年には約 35% が高齢者となることが予想され、これに備え、医療・介護サービスの提供体制の整備が求められている。高齢者の増加によって、提供すべき医療サービスが急性期から回復期・慢性期の拡充、在宅医療等の体制の整備・拡充が県内の各地域において今後の取り組むべき課題とされている。



図表 9：病床別の推移と今後の必要量予測²⁰

以上から、本資金使途は社会的便益の高いプロジェクトを対象にしていると評価している。

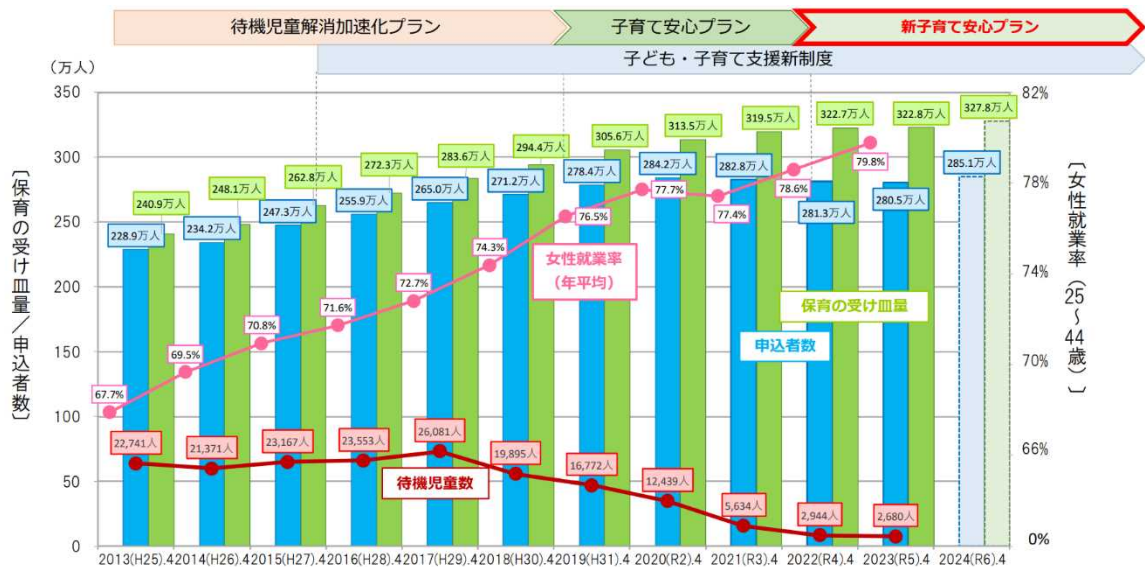
②資金使途 13：子ども

資金使途 13 は、保育所及び学童施設の設備投資に対する投融資を対象としている。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」、「ソーシャルボンドガイドライン」の適格ソーシャルプロジェクト区分のうち、「子育て世代」を対象とする「社会経済的向上とエンパワーメント」に該当する。

²⁰ 出典：全国都道府県・指定都市公営企業管理者会議（令和 6 年 1 月 23 日開催）

待機児童とは、調査日時点において、保育の必要性の認定(2号または3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。以下同じ。)または特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないものをいう²¹。女性(25～44歳)の就業率の上昇に伴い、保育所利用希望者が増加の傾向にある中、保育所利用を希望しても入所できない児童の受け皿整備が課題となっている。

平成25年度から始まった待機児童解消加速化プラン(目標:5年間で約50万人)、平成30年度から開始された子育て安心プラン(目標:3年間で約32万人)に続き、令和3年度からは新子育て安心プラン(目標:4年間で約14万人)として、地域特性に応じた支援、保育士の確保、地域のあらゆる子育て資源の活用などの取り組みがされている。これらの施策によって平成25年4月1日時点で22,471人いた待機児童は、令和5年4月1日時点では2,680人へと大きく減少しているものの、依然として解消されていない²²。また、女性(25～44歳)の就業率は平成31年度で77.7%だが、政府の令和7年度の目標は82%であり、保育所利用希望者数は今後も増加の一途をたどることが予測される中、さらなる保育の受け皿整備が必要とされている。



図表 10：女性就業率と保育の受け皿量・申込者数の推移²³

共働き家庭は、子供が小学校1年生に上がる際に、「小1の壁」に直面することが多い。一般に保育所は延長保育が18時以降も設定されているところが多いが、公立小学校に併設する学童保育の多くは18時までのことが多く、残業や勤務地と自宅が遠距離にある労働者は、子供を長時間預かってくれる先がないために、勤務を断念しなければならないケースもある。これに対応するため、政府は2014年に「放課後子ども総合プラン」、2018年に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、2023年度末までに放課後児童クラブの受け皿を約152万人分に達するまで整備することを掲げていた。

現在は「新・放課後子ども総合プラン」の終了に伴い、引き続き待機児童解消に向けた受け皿の整備等を推進するための「放課後児童対策パッケージ」が運用されている。2024年12月に公表された「放課後児童対策パッケージ2025」では、過年度までの取り組みにより、待機児童の受け皿は151.9

²¹ 保育所等利用待機児童定義 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000140763.pdf>

²² 新子ども安心プラン 子ども家庭庁
<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/shin-plan>

²³ 出典：こども家庭庁 令和5年4月の待機児童数調査のポイント

万人と目標としていた 152 万人を達成したものの、待機児童数は 2024 年 5 月で 1.8 万人と前年同月（1.6 万人）より増加しているとし、引き続き待機児童解消に向けた取り組みの推進を重要視している。

以上から、本資金使途は子育て世代に係る社会的課題の解決に貢献するため、社会的便益の高いプロジェクトを対象にしていると評価している。

③資金使途 14：高齢者

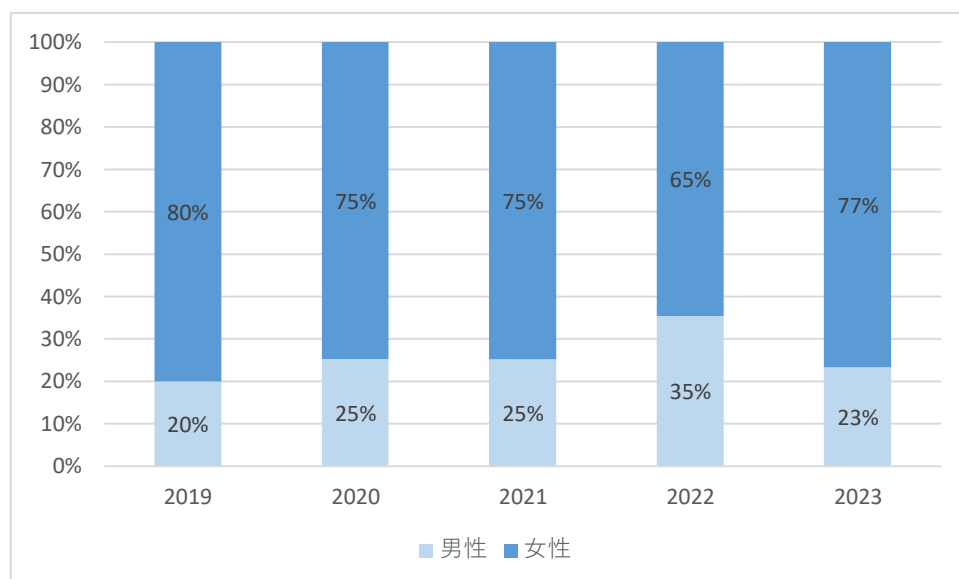
資金使途 14 は、介護関連施設（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、介護老人保健施設、デイサービス施設等）の設備投資にかかる投融資である。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」、「ソーシャルボンドガイドライン」の適格ソーシャルプロジェクト区分のうち、「高齢者」を対象とする「必要不可欠なサービス（健康）」に該当する。

社会的課題 1：介護施設への需要増加と供給不足

日本は現在急速に進展する少子高齢化の問題に直面している。介護施設に対する需要は増加の一途をたどる一方で、供給が追いついておらず、要介護 3 以上の特養自宅待機者は、2020 年 8 月の厚生労働省社会保障審議会（介護給付費分科会）資料によれば 11.6 万人となっており、入所申込者総数の約 39.7%に上っている。

社会的課題 2：女性の高い離職率

日本では、高齢者の家族が介護・看護のために離職する人数は約 7 万人以上の水準で推移している。下図は厚生労働省の雇用動向調査の中で公表されている「介護・看護を理由とする離職者数」の性別構成比率に関する推移である。同図が示すように、介護・看護を理由とする離職者の概ね 7 割から 8 割は女性であり、介護負担が女性の社会進出を促進するうえでの障害の一因となっていることがわかる。



図表 11：「介護・看護を理由とする離職者数」の性別構成比率²⁴

²⁴ 出典：厚生労働省 雇用動向調査より JCR 作成

社会的課題 3：単身高齢者の増加に伴う孤独死の増加

国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口（2017 年 4 月推計）をみると、2025 年における 75 歳以上人口は約 2,180 万人で、全国のおよそ 5 人に 1 人が 75 歳以上の高齢者となる。2015 年時点では総人口の 26%だった 65 歳以上人口は、2025 年時点推計では、総人口の約 30%、全国で約 3,677 万人、東京都では約 332 万人に達すると予測されている。同研究所による世帯数の将来推計（2018 年 4 月推計）では、世帯主年齢が 65 歳以上の一般世帯の総数は、2015 年の 1,918 万世帯から 2040 年の 2,242 万世帯へと 324 万世帯増加することになる。世帯主年齢が 75 歳以上の世帯は、2015 年の 888 万世帯から 2040 年の 1,217 万世帯へ、329 万世帯増加する。2015 年時点では 75 歳以上の世帯のうち、単独世帯の割合は 37.9%であったが、2040 年には 42.1%とほぼ半数が単独世帯となる見込みである。高齢者の単独世帯については、介護を必要とせず、自立した生活が可能な高齢者であっても、有事の際の支援体制や孤独死防止の観点から、24 時間管理体制や必要に応じて外部の介護・医療施設と連携している等のサービスが付帯された居住施設の整備が今後の超高齢社会に向けて重要である。

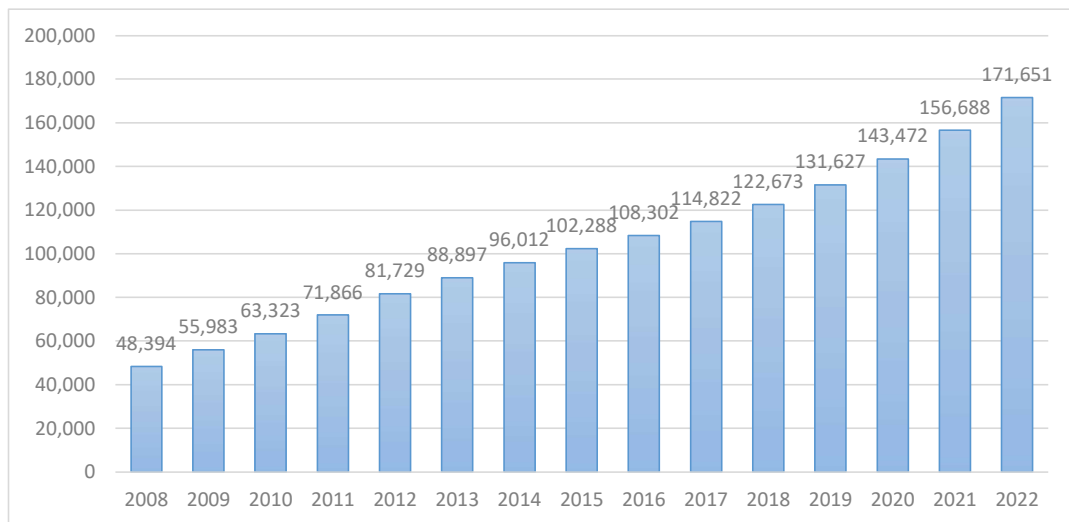
以上より、本資金使途は社会的便益の高いプロジェクトを対象にしていると評価している。

④資金使途 15：障がい者

資金使途 15 は、障がい者向けグループホーム等の設備投資に対する投融資である。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」、「ソーシャルボンドガイドライン」の適格ソーシャルプロジェクト区分のうち、「障がい者」を対象とする「社会経済的向上とエンパワーメント」に該当する。

政府は、障がい者が地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするためには、グループホームなど地域における住まいの場の確保が重要であるとしている。このため、厚生労働省、国土交通省の連名で通知を発出し、障がい者の住まいの場の確保等に関する両省の施策について広く紹介するとともに、各地方公共団体においても、福祉部局と住宅部局の連携を図り、これらの施策についての取り組みを強化するよう働きかけが行われている。

障がい者向けグループホームは、障がいのある方が地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場である。1 つの住居の利用者数の平均は 6 名程度で、介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型があり、2020 年度には利用者数が約 14 万人に上っており、今後も需要が伸びていく見込みとなっている。



図表 12：障がい者向けグループホーム 利用者数の推移²⁵

以上から、本資金使途は社会的便益の高いプロジェクトを対象にしていると評価している。

⑥ 資金使途 16：災害対応

資金使途 16 は、災害復興関連資金の投融資である。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」、「ソーシャルボンドガイドライン」の適格ソーシャルプロジェクト区分のうち、「自然災害の罹災者」を対象とする「中小企業向け資金供給を通じた雇用創出及び雇用維持」に該当する。

商工中金では、日本各地で相次ぐ自然災害発生時の BCP 対策のため、大規模自然災害の発生等が金融機関の貸付不能事由になりうる一般的なコミットメントラインではなく、地震等の大規模自然災害発生時にも安定した資金調達が可能で「災害対応型コミットメントライン」を提供している。これにより、大規模自然災害発生時においても受注先の要望に迅速かつ柔軟に対応できるよう、円滑な資金調達手段を確保して事業の継続性を高め、ステークホルダーからの信頼を高めることを企図している。本コミットメントラインは、2024 年 9 月末時点で 114 件、約 823 億円の取扱実勢がある。

商工中金は本コミットメントラインに限らず、災害時にも事業継続が円滑に進むような金融支援を中小企業に提供することを企図している。

以上から、本資金使途は社会的便益の高いプロジェクトを対象にしていると評価している。

⑦ 資金使途 17：その他

資金使途 17 は、資金使途 14-18 には含まれないものの、「ソーシャルボンド原則」、「ソーシャルボンドガイドライン」に例示されているプロジェクト分類に該当するものを適格としている。具体的には以下のプロジェクト分類に該当するものであって、都度外部評価機関に確認し、ソーシャル適格性が認められたものについてソーシャル適格プロジェクトとする。

- ・ 基本的インフラの整備
- ・ 防災・減災対策

²⁵ 厚生労働省 共同生活援助に係る報酬・基準について《論点等》より JCR 作成

- ・ 感染症対策（症状緩和・拡大防止等に寄与する医療施設、医療関連機器製造等）
- ・ 新たな雇用創出/地方創生・地域活性化に資する事業
- ・ 食料の安全保障・持続可能な食糧システム等

3. 環境・社会に対する負の影響について

環境・社会的リスクにかかる本フレームワーク

商工中金は、環境・社会にネガティブな影響を与えるリスクへの対応として、以下の取組方針を有している。

- ・新規および既存の投融資または新規の支出への充当の検討に際し、対象プロジェクトが有する（潜在的に）重大な環境・社会に対するネガティブな影響の有無を予め確認し、（潜在的に）重大な影響がある場合には、回避策・緩和策が講じられていることを併せて確認することとします。
- ・特に環境社会面の（潜在的な）ネガティブな影響が大きいと考えられる案件や影響が不明な案件については、外部機関の知見を活用し、ネガティブな影響およびその緩和策の適切性などについて、照会を行うこととします。

ネガティブな影響	対策
再生可能エネルギー	土地造成に伴う土砂災害、濁水の発生、騒音・低周波音、振動、反射光による光害、景観への悪影響、重要な動植物の生息・生育環境の縮小、海域生態系の変化・影響、燃料のライフサイクル全体における GHG 排出量の増加、施設や物流等の排ガスによる大気汚染、違法伐採、燃料生産地における環境への悪影響、水質汚濁 等
省エネルギー	工事に伴う騒音、振動、光害など周辺への悪影響、アスベスト等の有害廃棄物の飛散、交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響 等
汚染の防止と管理	有害化学物質の飛散や流出、不適正処理等による悪影響 廃棄物や汚染土壌の処理に伴う排ガスによる大気汚染、廃水による水質汚濁 非効率なリサイクルによるライフサイクルで見た環境負荷の増大 重金属等の有害化学物質を含む汚泥の不適正処理による悪影響 汚染土壌の不適正処理による悪影響 等
クリーンな運輸	大規模な土地造成に伴う生態系への悪影響 不適切なレアメタル等の金属の採掘・使用・廃棄による環境への悪影響 特定の場所、時間帯に集中することによる騒音・震動・大気汚染等の増加 事業拠点付近における騒音・廃棄物 等
グリーンビルディング	大規模な土地造成に伴う生態系への悪影響 工事に伴う騒音、振動、光害など周辺への悪影響、アスベスト等の有害廃棄物の飛散、交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響 等
持続可能な海洋バリューチェーン	生物多様性の減少 等
海洋再生可能エネルギー	設置場所の選定や構造物の建設による生態系への悪影響(海洋生物への影響、鳥類の迷走・衝突死)、観光資源としての価値毀損、漁業権等の問題 等
海洋汚染	有害化学物質の飛散や流出、不適正処理等による悪影響 廃棄物や汚染土壌の処理に伴う排ガスによる大気汚染、廃水による水質汚濁 非効率なリサイクルによるライフサイクルで見た温室効果ガス排出等の環境負荷の増大 重金属等の有害化学物質を含む汚泥の不適正処理による悪影響 汚染土壌の不適正処理による悪影響 等

水供給(効率的で清潔な水供給施設、調査研究、設計)	大規模な土地造成に伴う生態系への悪影響 外来種等の不適切な植栽の導入 濃縮水の放流等による生態系への悪影響 エネルギー効率の悪い装置や方法の採用による温暖化への悪影響等
医療、子ども、高齢者、障がい者、災害対応	物件の環境影響(土壌汚染、有害物質等)、労働環境、人権配慮(虐待・身体拘束)、感染症対策、地域コミュニティとの関係 等

◆除外プロジェクト

対象のプロジェクトが上記の適格クライテリアを満たすものであっても、下記の事業者については対象としません。

- ・ 環境または社会に重大な負の影響を及ぼすおそれのある事業（クラスター弾製造事業、非人道兵器製造事業、児童労働／強制労働を行っている事業、生物多様性・世界遺産等への負の影響を伴う事業）を営む事業者
- ・ その他反社会的勢力等、商工中金の貸出対象外の事業者

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR は、商工中金が各プロジェクト分類について適切にネガティブな影響のおそれを特定、管理・緩和するための施策を講じる体制となっていること、除外対象企業も明示されていることから、適切な対応がとられていると評価している。

4. SDGs との整合性について

資金使途の対象となるプロジェクトは、ICMA の SDGs マッピングに照らすと、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。



目標 3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。



目標 4：質の高い教育をみんなに

ターゲット 4.3. 2030 年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。



目標 5：ジェンダー平等を実現しよう

ターゲット 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。



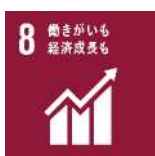
目標 6：安全な水とトイレを世界中に

ターゲット 6.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
 ターゲット 6.4 2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に増やす。



目標 8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。



目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11：住み続けられるまちづくりを

ターゲット 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
 ターゲット 11.6 2030 年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
 ターゲット 11.7 2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

ターゲット 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。



目標 14：海の豊かさを守ろう

ターゲット 14.1 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

ターゲット 14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。

ターゲット 14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。

評価フェーズ 2: 管理・運営・透明性評価

m1(F)

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

本項では、本評価対象を通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクト・ソーシャルプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に投資家等へ開示されているか否かについて確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRは本フレームワークにおける目標、グリーンプロジェクト・ソーシャルプロジェクトの選定基準、プロセスについて、専門知識をもつ部署及び経営陣が適切に関与しており、透明性も担保されていると判断している。

1. 目標

商工中金では、いままでの金融を超えた顧客のパートナーとして、変化し続ける社会課題にチャレンジし、ともに持続的成長を可能とする経営の追求、また、その実現を支える人と組織が強みを発揮し、充実を感じられる社会・企業の姿を目指す、という考え方に基づき、パーパス「企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。」、ミッション「安心と豊かさを生み出すパートナーとして、ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。」を設定し、浸透を図っている。パーパスの実現に向けて定めた「サステナビリティ基本規程」では、全ての役職員は、環境方針及び人権方針に則り、持続可能な社会の実現を重要な経営課題の一つと認識し、その職務にあたらなければならないと定めている。そして、商工中金の組織・職員の取組みの基本的な視点として、“SPEED”の視点（S=Sustainability、P=Productivity、E=Empathy、E=Ecology、D=Digital）を設定し、具体的な目的と行動を定めている。また、商工中金の業務の中核である貸出業務に関しては、基本的指針である「貸出規程」において、「環境および社会に配慮した資金供給と顧客支援を通じて、持続可能な社会の実現に貢献する」ことを、貸出業務における基本方針として定め、積極的な取り組みを行っている。

本フレームワークで記載の通り、パーパスの実現に向け、商工中金は「重要性：商工中金及びステークホルダーの双方にとって、ビジネスモデルの持続的な成長のために重要であること」、「影響度：商工中金の経営資源を有効に活用することで、環境又は社会に対する正の影響を与えることができること」の二軸から、マテリアリティを特定した。本フレームワークのグリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクトについては、いずれも上記の観点から特定されたマテリアリティに資する取り組みであると JCR は評価している。

JCR は、本フレームワークによる資金使途は、パーパス、マテリアリティ及び中期経営計画で定めた目標の達成に資するものであり、妥当であると評価している。

2. 選定基準

JCR は、本フレームワークの適格クライテリアについて、評価フェーズ 1 で確認したとおり、高い環境改善効果及び／又は社会的便益を有するプロジェクトを対象としていると評価している。

3. プロセス

プロセスにかかる本フレームワーク（抜粋）

①プロジェクトの選定を行うプロセス

- ・ 適格クライテリアの設定は、商工中金のサステナビリティ規程、マテリアリティ、及び中期経営計画との整合性を確認のうえ、経営会議にて決定しました。グリーン/ソーシャル/サステナビリティボンドの発行にあたっては、起案する経営企画部がプロジェクトの適格性の確認を行い、経営会議、取締役会を経て決定します。
- ・ 適格プロジェクトの選定にあたっては、顧客接点を持つ営業店等が実施し、適格プロジェクトの適格性、整合性については、業務企画部が確認することとします。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金使途の選定プロセスについて適切と評価している。今次レビューにあたり、JCR では前回評価からの変化はないことを確認し、引き続き適切であると判断している。

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

調達資金の管理方法は、資金調達者によって多種多様であることが通常想定される。本項では、本評価対象に基づき調達された資金が確実にグリーンプロジェクト及び/又はソーシャルプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本評価対象に基づき調達した資金が、早期に各適格プロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、商工中金の資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートを通じて開示され、透明性は高いと評価している。

資金管理にかかる本フレームワーク（抜粋）

■調達資金の管理

商工中金は、グリーン/ソーシャル/サステナビリティボンドの発行によって調達した資金と同額相当以上を、適格プロジェクトを満たす新規および既存の投融資（※）または商工中金の設備投資等の新規の支出に充当する予定です。また、経営企画部は業務企画部など各関係部署からの報告を集計し、継続的に内部管理システムを用いて調達資金の充当状況をモニタリングします。適格プロジェクトに充当するまでの間や未充当資金が発生した場合は、現金または現金同等物として管理する方針です。

（※）商工中金が行うサステナブルファイナンスのうち、「資金用途特定型グリーンローン/ソーシャルローン」に充当します。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金管理体制について適切と評価している。今次レビューにあたり、JCR では前回評価からの変化はないことを確認し、引き続き適切であると判断している。

III. レポーティング

【評価の視点】

本項では、本評価対象に基づく資金調達前後での投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、商工中金のレポーティングについて、資金の充当状況及び環境改善効果、社会的便益について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

レポーティングにかかる本フレームワーク（変更後・抜粋）

<資金充当状況に関するレポーティング>

商工中金は、資金充当状況について、ホームページにて以下の内容を開示予定です。また、充当完了後の状況に重大な変化が生じた場合はホームページでその旨を速やかに開示します。

	開示事項	開示タイミング	開示方法
資金充当状況	適格プロジェクト区分ごとの充当金額、未充当金額 グリーン/ソーシャル/サステナビリティボンドの残高	グリーン/ソーシャル/サステナビリティボンドの残高が存在する限り年1回	商工中金のホームページ

<インパクト・レポーティング>

インパクト・レポーティングは、下表のプロジェクト分類ごとの指標例（グリーン分野、ソーシャル分野の対象となる適格クライテリアのその他については案件に応じた指標）を参考に、年1回ホームページにて開示する予定です。また、プロジェクト分類ごとの投融資案件数（件）、実行額合計も開示する予定です。

【適格グリーンプロジェクト】

プロジェクト分類	レポーティング指標例
再生可能エネルギー	- CO₂排出量の削減量 - 再生可能エネルギーによる発電量 - 製造工程における再生可能エネルギー利用率 - 再生可能エネルギー関連機器の販売数量 等
省エネルギー	- CO₂排出量の削減量 - エネルギー使用量の削減量 - 導入した省エネ設備や省エネ製品の数 等
汚染の防止と管理	- 埋立処分される廃棄物量の削減量 - リユース率、リサイクル量、リサイクル率 - 埋立又は焼却される副産物や廃棄物の割合の低減 - 回収した再生・再使用可能資源の割合 - 収益に対する原材料投入量の総量 等
クリーンな運輸	- CO₂排出量の削減量 - 電動車の割合 等
グリーンビルディング	エネルギー効率

	・ CO₂排出量の削減量 ・ 水資源使用効率 ・ 廃棄物管理 ・ 認証の取得数や取得状況 等
--	--

【適格グリーン／ブループロジェクト】

ブループロジェクト分類	レポートニング指標例
海洋気候変動への適応とレジリエンス	・ 被害減少の面積 ・ 戸数 等
海洋生態系の管理、保全、回復	・ 改善された海洋環境の面積 ・ 保全された生物種の数 等 ・ （上記を指標とすることが難しい場合は「整備箇所数」）
持続可能な海洋バリューチェーン	・ 認証水産物の取扱量 ・ 混獲を回避できた量 ・ 水産食品ロス削減量 等
海洋再生可能エネルギー	・ CO₂排出量の削減量や回避された量 (t-CO₂) ・ 事業で建設された施設による再生可能エネルギー発電の電力量 (GWh) ・ 再生可能エネルギー使用量（事業実施前後で比較） ・ 事業で建設された施設による再生可能エネルギー発電の容量 (GW) 等
海洋汚染	・ 事業実施により削減される埋立処分量 (t) ・ 廃棄物のうちリサイクルされる量 (t/t) ・ 事業において発生する資材等のリサイクル率 (%) ・ 事業実施前後での廃棄物発生量の削減量 (t) ・ 埋立又は焼却される副産物や廃棄物の削減率 (%) ・ 再生可能資源の使用割合 (%) ・ 再生・再使用種別（リユース、リペア、リサイクル、再製造、など）の資源の回収・ ・ 循環の割合 (%) ・ プラスチックのリユース率 (%) ・ 使用済プラスチックの有効利用率 (%) ・ エンドオブライフにおける生分解（又はリサイクル）の割合 (%) ・ 製品からのマイクロプラスチック放出減少率 (%) 等
水供給(効率的で清潔な水供給施設、調査研究、設計)	・ 年間節水量 ・ 節水率 ・ ウォーターフットプリントの削減量 等

【適格ソーシャルプロジェクト】

ソーシャルボンド原則 プロジェクトカテゴリー	レポートニング指標例
医療、子供、高齢者、障がい者	【アウトプット】 カテゴリーごとの投融資件数、融資金額合計 【アウトカム】 カテゴリーごとの稼働にかかる情報、サービスを受ける人数等 【インパクト】 福祉・医療の基盤づくりの支援
災害対応	【アウトプット】 投融資件数、投融資金額合計 【アウトカム】 復旧対象施設や設備の種別や規模、稼働にかかる情報、創出・維持された雇用者数等 【インパクト】 レジリエントな社会の実現

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載されたレポーティング体制について適切と評価している。今次レビューにあたり、商工中金では資金使途の追加を受け、レポーティング項目を追加している。JCR は変更後のレポーティング体制について適切であると判断している。

なお、これまでのレポーティング実績に関しては、過去に発行したサステナビリティボンドにつき、資金充当状況と同様に、インパクト・レポーティングについても適切に開示されていることを、JCR は確認している。

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

本項では、資金調達者の経営陣がサステナビリティに関する問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、サステナビリティに関する分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、サステナビリティファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクト・ソーシャルプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、商工中金の経営陣がサステナビリティを経営の優先度の高い重要課題と位置付けているほか、専門的部署が社外の専門家の意見を取り入れながら、組織として環境を含むサステナビリティに関する取り組みに関与していると評価している。

商工中金では、いままでの金融を超えた顧客のパートナーとして、変化し続ける社会課題にチャレンジし、ともに持続的成長を可能とする経営の追求、また、その実現を支える人と組織が強みを発揮し、充実を感じられる社会・企業の姿を目指す、という考え方にに基づき、パーパス「企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。」、ミッション「安心と豊かさを生み出すパートナーとして、ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。」を設定し、浸透を図っている。パーパスの実現に向けて定めた「サステナビリティ基本規程」では、全ての役職員は、環境方針及び人権方針に則り、持続可能な社会の実現を重要な経営課題の一つと認識し、その職務にあたらなければならないと定めている。そして、商工中金の組織・職員の取組みの基本的な視点として、“SPEED”の視点（S=Sustainability、P=Productivity、E=Empathy、E=Ecology、D=Digital）を設定し、具体的な目的と行動を定めている。また、商工中金の業務の中核である貸出業務に関しては、基本的指針である「貸出規程」において、「環境および社会に配慮した資金供給と顧客支援を通じて、持続可能な社会の実現に貢献する」ことを、貸出業務における基本方針として定め、積極的な取り組みを行っている。

中期経営計画（2022～2024 年度）では、2030 年の環境変化を見据えた社会・中小企業の課題を意識しながら、顧客のライフステージごとの経営課題に着目し、以下の積極的に強化していく 3 つの分野（カテゴリー S・E・T）を「差別化分野」と位置付けている。

カテゴリー S：スタートアップ支援

カテゴリー E：サステナブル経営支援

カテゴリー T：事業再生支援

特にサステナブル経営支援においては、SPEED の視点を生かした事業性評価を重視しながら、環境・社会に配慮した活動が企業価値に繋がるプロセスを正しく評価し、踏み込んだ伴走支援と信用リスクの適切なコントロールを図ることを目指している。

商工中金は、2022 年 3 月より、TCFD の開示要請に基づいた TCFD Report を公表し、気候変動に伴う移行リスクと物理リスクを特定し、機会についても方針を明らかにしている。加えて、同レポート内において、取引先企業の気候変動をめぐるリスクと機会についても分析し、それをサステナブル経営支援の具体的な投融資戦略に反映している。

商工中金は、サステナビリティ推進室がサステナビリティに係る専門部署として設立されている。また、サステナビリティに係る重要課題は、全て取締役会・経営会議で議論される。取締役会は過半数が社外取締役から構成されており、客観的な意見を取り入れながら取り組みが推進されている。

以上より、経営陣がサステナビリティを経営の優先度の高い重要課題と位置付けているほか、経営陣がサステナビリティを経営の優先度の高い重要課題と位置付けているほか、専門的部署が社外の専門家の意見を取り入れながら、組織として環境を含むサステナビリティに関する取り組みに関与していると JCR は評価している。

評価フェーズ 3: 評価結果 (結論)

SU 1(F) / Blue1(F)

本フレームワークについて、JCR サステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）」を“gs1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”と、「JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」を“SU 1(F)”とした。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンド・ガイドライン」、「グリーンローン原則」、「ソーシャルローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」及び「ソーシャルボンドガイドライン」、「ブルーファイナンスガイドライン」及び「持続可能なブルーエコノミーファイナンス原則」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性・ソーシャル性評価	gs1(F)	SU 1(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs2(F)	SU 2(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs3(F)	SU 3(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外
	gs4(F)	SU 4(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外
	gs5(F)	SU 5(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

【JCR ブルーファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
ブルー性評価	b1(F)	Blue 1(F)	Blue 2(F)	Blue 3(F)	Blue 4(F)	Blue 5(F)
	b2(F)	Blue 2(F)	Blue 2(F)	Blue 3(F)	Blue 4(F)	Blue 5(F)
	b3(F)	Blue 3(F)	Blue 3(F)	Blue 4(F)	Blue 5(F)	評価対象外
	b4(F)	Blue 4(F)	Blue 4(F)	Blue 5(F)	評価対象外	評価対象外
	b5(F)	Blue 5(F)	Blue 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・任田 卓人

本評価に関する重要な説明

1. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、サステナビリティファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価又はソーシャルファイナンス評価等を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境又は社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果・社会的便益について責任を負うものではありません。サステナビリティファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果・社会的便益について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクト及び/又はソーシャルプロジェクトに該当する場合に限り、サステナビリティエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR サステナビリティファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR サステナビリティファイナンス評価は、評価の対象であるサステナビリティファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR サステナビリティファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR サステナビリティファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR サステナビリティファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR サステナビリティファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価：サステナビリティファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該サステナビリティファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、SU 1(F)、SU 2(F)、SU 3(F)、SU 4(F)、SU 5(F) の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会が定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル